

議案第 1 1 号

岩倉市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

岩倉市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 9 年 2 月 2 7 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

岩倉市児童遊園の設置及び管理に関する条例(昭和48年岩倉市条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

北島児童遊園	岩倉市北島町東切10番地
--------	--------------

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。